

不在者投票

長期の出張や入院・入所などで投票所での投票ができない人が、出張先や指定病院・老人ホームなどで投票日の前に投票ができる制度です。

越前町以外の市区町村の選挙管理委員会での不在者投票

出張先など越前町以外の市区町村で不在者投票を行う場合は、次の方法で行ないます。

- ①「期日前投票不在者投票宣誓書兼請求書」により、越前町選挙管理委員会の委員長に対して、投票用紙などの交付を請求してください。
 - ②請求後、「投票用紙・投票用内封筒・投票用外封筒・不在者投票証明書」が交付（郵送）されますので、これらを出張先などの市区町村の選挙管理委員会に持参して投票を行ってください。
- ※不在者投票証明書の入っている封筒は、開封すると投票できなくなりますので、絶対に開封しないでください。

不在者投票指定施設における不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定する病院や老人ホームなどの施設に入院している人は、その施設内で不在者投票ができます。

病院または老人ホームなどの施設の職員に不在者投票をしたい旨を申し出てください。

郵便等による不在者投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証の交付を受けている人は、障がいや要介護の程度により自宅で郵便による投票ができます。

選挙権

今回の町長選挙・町議会選挙で投票できる人（選挙人名簿に登録される人）は、次の人です。

日本国籍の満18歳以上で、越前町に引き続き3か月以上住んでいる人

※満18歳以上の人…平成11年3月6日以前に生まれた人

※3か月以上住んでいる人…平成28年11月27日以前に転入、またはそれ以前から住んでいる人

注意事項

町長選挙・町議会議員選挙は、国や県の選挙と異なる点がありますので、次の点にご注意ください。

- ①選挙期間が5日間と短いため、期日前投票や郵便による不在者投票の請求は早めにお手続きください。
- ②入場券は、告示日の翌日（今回は3月1日）以降、3日間を目処に郵便で各ご家庭に届きます。「入場券が届かないから、期日前投票ができない」とお問い合わせをいただきますが、入場券が無くても投票は可能です。運転免許証など本人確認ができる書類をご持参ください。
- ③町長選挙・町議会議員選挙ともに、各候補者の政見などを記載した「選挙公報」を各家庭に郵便で配布します。遅くとも投票日前日までは届きますが、早くご覧になりたい場合は、役場、各コミュニティセンター、図書館に備え付けますので、ご自由にご覧ください。また、町ホームページでも公開を予定しています。
- ④投票する前に町外へ住所を移転（転出）した場合は、投票できません。

選挙速報

町長選挙・町議会議員選挙は、丹南ケーブルテレビで開票の様子を生中継します。
放送日時 3月5日（日） 午後9時～開票終了まで

問合せ先 越前町選挙管理委員会 ☎34-8700（総務課内）

3月5日（日）は 越前町長選挙・越前町議会議員選挙 の投票日です。

選挙は、私たちの意見を政治に反映させるための大切な手段であり、最も重要な権利のひとつです。必ず投票しましょう。

投票日に投票に行けない人は、期日前投票や不在者投票をご利用ください。
 ルールを守り、明るくきれいな選挙を実現しましょう。

投票時間・場所

時間 午前7時から午後8時まで（※印の投票所は午後7時まで）
場所 町内26投票所（投票所は、各自の入場券に記載されています。）

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 第1投票所 越前町生涯学習センター | 第14投票所 玉川地区集会施設 |
| 第2投票所 朝日中学校陽光館 | 第15投票所 越前サブコミュニティセンター |
| 第3投票所 朝日小学校 | 第16投票所 新保地区集会施設 |
| 第4投票所 朝日南保育所 | 第17投票所 小樟地区集会施設 |
| 第5投票所 常磐小学校 | 第18投票所 厨地区集会施設 |
| 第6投票所 朝日農村環境改善サブセンター | 第19投票所 白浜地区集会施設 |
| 第7投票所 朝日西保育所 | 第20投票所 米ノ地区集会施設 |
| 第8投票所 奥糸生集会施設 | 第21投票所 織田コミュニティセンター |
| 第9投票所 宮崎コミュニティセンター | 第22投票所 平等婦人の家 |
| 第10投票所 小曾原保育所 | 第23投票所 山中児童館 |
| 第11投票所 陶の谷保育所 | 第24投票所 萩野生活改善センター |
| 第12投票所 宮崎中学校 | 第25投票所 笈松集落センター（※） |
| 第13投票所 すいせん研修館（※） | 第26投票所 上戸集落センター（※） |

期日前投票

投票日に仕事や旅行などで投票に行けない人が、投票日の前に投票ができる制度です。



期間 3月1日（水）～3月4日（土）
時間 午前8時30分から午後8時まで
場所 ・朝日農村環境改善センター ・宮崎コミュニティセンター
 ・越前コミュニティセンター ・織田コミュニティセンター
 ※期日前投票は、4投票所どこでも投票できます。
 ※本人確認のため、投票所へは各自入場券（入場券が届くまでに期日前投票をされる人は、運転免許証など）をご持参ください。

重要なお知らせ

朝日期日前投票所が越前町役場から朝日農村環境改善センター（役場別館）に変更になりますのでご注意ください。